

平成26年第5回太良町議会（定例会第3回）会議録（第1日）						
招集年月日	平成26年9月5日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時及び宣告	開会	平成26年9月5日	9時30分	議長	末次利男	
	散会	平成26年9月5日	10時8分	議長	末次利男	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員  出席10名 欠席0名 欠員2名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	田川浩	出	7番	牟田則雄	出
	2番	江口孝二	出	8番	川下武則	出
	3番	所賀廣	出	9番	欠員	
	4番	末次利男	出	10番	久保繁幸	出
	5番	欠員		11番	坂口久信	出
	6番	平古場公子	出	12番	下平力人	出
会議録署名議員	8番	川下武則	11番	坂口久信	12番	下平力人
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 岡靖則		(書記) 福田嘉彦			
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長 副町長 教育長 総務課長 企画商工課長 財政課長 町民福祉課長 健康増進課長	岩島正昭 永淵孝幸 松尾雅晴 每原哲也 桑原達彦 川崎義秋 松本太 田中久秋	環境水道課長 農林水産課長 税務課長 建設課長 会計管理者 学校教育課長兼社会教育課長 太良病院事務長	藤木修 新宮善一郎 大串君義 土井秀文 高田由夫 野口士郎 井田光寛		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

## 平成26年9月5日（金）議事日程

開 会（午前9時30分）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 議員派遣の件について
- 日程第5 議案一括上程
  - 町長提案 報告第3号、報告第4号
  - 議案第48号～議案第69号
  - 諮問第3号
  - 町長の提案理由の説明

---

午前9時30分 開会

### ○議長（末次利男君）

皆さんおはようございます。

平成26年9月定例会の招集告示に基づき応招出席のお知らせをいたしましたところ、議員各位には公私ともに大変御多用の中に御出席いただきまして厚くお礼申し上げます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

ただいまから平成26年第5回太良町議会定例会第3回を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議案集の2ページに議事日程がございますので、ごらん願います。

本日の議事を議事日程表どおり進めます。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

### ○議長（末次利男君）

日程第1．会議録署名議員の指名について、会議規則第121条の規定により本会期の署名議員として8番川下君、11番坂口君、12番下平君、以上3君を指名いたします。

#### 日程第2 会期の決定について

### ○議長（末次利男君）

日程第2．会期の決定についてを議題といたします。

表紙の次、1ページをごらん願います。

本会期案につきましては、去る9月2日、議会運営委員会を開催し、まとめたもので、本日から9月16日までの12日間といたしております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、会期案どおり、本日から9月16日までの12日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（末次利男君）

日程第3. 諸般の報告について、監査委員より6月定例会から今定例会までに実施されました例月出納検査、随時検査等の監査結果報告がなされております。お手元に報告書の写しを配付しておりますので、後でござらんください。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 議員派遣の件について

○議長（末次利男君）

日程第4. 議員派遣の件についてを議題といたします。

会議規則第123条の規定により、お手元に配付しております議案集5ページのとおり派遣したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、派遣することに決定をいたしました。

ただいま議決されました議員派遣に変更がありました場合の措置につきましては、議長に委任されたいと思います。

日程第5 議案一括上程

○議長（末次利男君）

日程第5. 議案の上程。町長提案の報告第3号から報告第4号、議案第48号から議案第69号、諮問第3号までを一括上程いたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

○町長（岩島正昭君）

皆さんおはようございます。

平成26年第3回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては御健勝にて御出席を賜り、まことにありがとうございます。

それでは、報告第3号から順を追って提案理由を説明させていただきます。

報告第3号は、平成25年度太良町一般会計継続費精算報告についてでございます。

今回の報告は、平成24年度に継続費として議決をいただき、平成25年度までの2カ年にわたり実施いたしました多良中学校屋内運動場・武道場増改築事業が完了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき報告をいたします。

精算報告書をござらんください。

多良中学校屋内運動場・武道場増改築事業は、全体計画事業費 5 億9,651万円、実績額 5 億7,865万2,200円で、差し引き1,785万7,800円の執行残となっております。

次に、報告第 4 号は、平成25年度太良町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてでございます。

財政の状況を見きわめる実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率から成る 4 つの指標について地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき報告をいたします。

健全化判断比率をごらんください。

実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率は黒字となっているため算定なしというところでございます。

実質公債費比率は7.8%でございます、いずれも早期健全化の基準あるいは財政再生の基準を下回っております。

また、次の公営企業会計に係る資金不足比率につきましても全て黒字であったため算定なしとなり、昨年同様に本町は法に基づく健全化の判断基準で申しますと財政が比較的健全な自治体ということになっております。

次に、議案第48号から議案第50号までの 3 議案は、平成27年度から始まる新たな子ども・子育て支援制度を本格的に開始するため、全国全ての市町村で条例を定めることとされたことに伴い提案するものであります。

それでは、内容等について順次御説明をいたします。

議案第48号は、太良町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

本案は、子ども・子育て支援法の制定により特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める必要があるため提案するものでございます。

主な内容は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員や運営に関する基準を定めるもので、特定教育・保育施設とは認定こども園、幼稚園、保育園を示すものでございます。特定地域型保育事業とは、少人数を対象とした家庭的保育事業や小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業を指すものであります。

次に、議案第49号は、太良町家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

本案は、児童福祉法の改正により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める必要があるため提案するものでございます。

主な内容は、家庭的な雰囲気のもとで少人数を対象に行う家庭的保育事業や小規模保育事業等の設備や衛生管理など事業の運営に関する基準を定めるものでございます。

次に、議案第50号は、太良町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め

る条例の制定についてでございます。

本案は、児童福祉法の改正により太良町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める必要があるため提案するものでございます。

主な内容は、放課後児童支援員の資格要件や支援員配置基準、児童1人当たりの面積、1クラブ当たりの児童数などの施設基準や衛生管理、秘密保持の対応などの運営基準を定めるものでございます。

以上の3議案が新たな子ども・子育て支援制度を開始するために提案するものでございます。

次に、議案第51号は、太良町母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本案は、母子及び寡婦福祉法の一部が改正され、平成26年10月1日に公布されることに伴い、太良町母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する必要があるため提案するものでございます。

主な内容は、「母子及び寡婦福祉法」が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に題名が変更されたことに伴い、条文中の字句等の整理が必要となったため改正するものでございます。

次に、議案第52号は、太良町適正就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

適正就学指導委員会については、従来の就学基準に該当する障害のある子供の特別支援学校に就学する仕組みを改め、障害の状況、教育的ニーズ、本人、保護者の意見、専門的見地からの意見など総合的な観点から就学先を決定することが重要であるという中央教育審議会の提言を踏まえ学校教育法施行令の一部を改正する政令が公布されたところでございます。また、適正就学指導委員会については、以前から教育相談や就学先決定時のみならず児童・生徒への継続した教育相談、教育支援体制の必要性から、現在の「太良町適正就学指導委員会」を「太良町教育支援委員会」へ名称変更することを含め、太良町適正就学指導委員会条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第53号は、太良町学校体育館等使用条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

多良中学校屋内運動場・武道場の完成に伴い、条例中の「多良小中学校体育館」を「多良小学校体育館」に名称の変更が必要となったため、太良町学校体育館等使用条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第54号は、財産の取得についてでございます。

本案は、平成25年度から実施された佐賀県先進的ICT利活用教育推進事業により県内小・中学校の特別支援学級を含めた普通学級の全てに電子黒板を設置することが義務づけられたことから、本年度において多良小学校6台、大浦小学校1台の計7台を購入するもので

ございます。平成26年8月27日に実施した指名競争入札の結果、801万3,600円で佐賀市鍋島町大字森田902番地、株式会社学映システム代表取締役奥村祐臣が落札したので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。入札の指名業者は7社でございます。納入期限につきましては、平成26年11月28日までとしております。

なお、予定価格は820万円で設定をいたしております。

次に、議案第55号は、平成25年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

平成25年度の決算状況につきましては決算書にそれぞれ詳しく記載しておりますが、まず決算書の191ページ、実質収支に関する調書をごらんください。191ページです。

平成25年度の歳入歳出決算額は、歳入総額56億5,362万6,000円、歳出総額53億3,144万7,000円、歳入歳出差し引き額3億2,217万9,000円となっております。この差し引き額につきましては、翌年度に継続費通次繰越額として220万円、繰越明許費繰越額として5,742万5,000円を繰り越し、財政調整基金積立金に1億3,200万円、残りを翌年度繰越金として1億3,055万4,000円の財政措置をいたしております。

次に、財産関係について御説明をいたします。

293ページをごらんください。

平成25年度末の土地及び建物で土地の面積は1,628万7,870平方メートル、建物の延べ面積は5万9,070平方メートルのうち木造が3,749平方メートル、非木造が5万5,321平方メートルとなっております。

出資金につきましては295ページをごらんください。

平成25年度末の出資による権利の現在高は9,244万4,000円となっております。有価証券につきましては、平成25年度末で5万円となっております。物品につきましては296ページから298ページに記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

基金につきましては299ページをごらんください。

平成25年度末の基金積立金の状況は、一般会計で50億379万1,000円、特別会計では国民健康保険給付費基金が42万円、山林育成基金が2億1,018万円、簡易水道事業基金が3,145万8,000円、一般会計と特別会計の合計では52億4,584万9,000円となっております。

また、定額運用基金の運用状況につきましては300ページに記載しておりますので、後ほどごらんください。

以上、平成25年度一般会計決算につきましては以上でございます。

次に、議案第56号は、平成25年度太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

平成25年度の決算の概要につきましては、決算書の206ページをごらんください。

歳入総額1億2,123万1,000円、歳出総額1億1,427万6,000円、歳入歳出差し引き額695万

5,000円となっております。この差し引き額につきましては翌年度繰越金として財政措置をいたしております。

次に、議案第57号は、平成25年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

平成25年度の決算の概要につきましては、決算書の221ページをごらんください。221ページです。

歳入総額1億2,433万7,000円、歳出総額1億2,023万4,000円、歳入歳出差し引き額410万3,000円となっております。この差額につきましては翌年度繰越金として財政措置をいたしております。

次に、議案第58号は、平成25年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

平成25年度の決算の概要につきましては、決算書の262ページをごらんください。

歳入総額18億1,119万2,000円、歳出総額17億3,617万円、歳入歳出差し引き額7,502万2,000円となっております。この差額につきましては、翌年度繰越金として財政措置をいたしております。

次に、議案第59号は、平成25年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

平成25年度の決算の概要につきましては、決算書の275ページをごらんください。

歳入総額5,798万7,000円、歳出総額5,099万円、歳入歳出差し引き額699万7,000円となっております。この差し引き額につきましては、翌年度繰越金として財政措置をいたしております。

次に、議案第60号は、平成25年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

平成25年度の決算の概要につきましては、決算書の292ページをごらんください。

歳入総額7,366万4,000円、歳出総額6,799万円、歳入歳出差し引き額567万4,000円となっております。この差し引き額につきましては、基金積立金に290万円、残り277万4,000円を翌年度繰越金として財政措置をいたしております。

次に、議案第61号は、平成25年度太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでございます。

平成25年度の剰余金の処分につきましては、決算書の6ページをごらんください。

当年度未処分利益剰余金8,760万2,620円のうち50万円を減債積立金に積み立て、残金を翌年度に繰り越すものでございます。

平成25年度の決算の概要につきましては1ページをごらんください。

事業収益5,674万2,740円、事業費4,764万2,142円、差し引き910万598円となっております。

資本的収入及び支出につきましては2ページをごらんください。

資本的収入259万5,635円、資本的支出1,630万166円で、資本的収入が資本的支出に対して不足する額1,370万4,531円につきましては当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金で補填をいたしております。

次に、議案第62号は、平成25年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでございます。

平成25年度の剰余金の処分につきましては、決算書の6ページをごらんください。

平成25年度の純利益4,973万7,672円は前年度未処理欠損金の処理に充当するものであります。

平成25年度の決算の概要につきましては、決算書の1ページをごらんください。

まず、収入につきましては、第1款. 病院事業収益が9億2,247万8,217円、第2款. 訪問看護ステーション事業収益が2,365万6,744円、第3款. 介護保険事業収益が5,390万607円で、収入合計10億3万5,568円となっております。

次に、支出につきましては2ページをごらんください。

第1款. 病院事業費用が8億8,821万4,753円、第2款. 訪問看護ステーション事業費用が2,222万8,034円、第3款. 介護保険事業費用が3,985万5,109円で、支出合計9億5,029万7,896円となっており、差し引き4,973万7,672円の黒字決算となっております。

次に、資本的収入及び支出であります。決算書の3ページをごらんください。

まず、支出のほうから申し上げます。

第1款. 資本的支出の第1項建設改良費は、総額4,173万472円を執行いたしております。

次に、第2項企業債償還金として8,036万6,628円を支払っております。

これらに対する財源といたしましては、収入の第1款. 資本的収入の第1項一般会計からの出資金7,342万8,000円を充当し、不足分の3,731万6,600円につきましては過年度分損益勘定留保資金で補填をいたしております。

次に、議案第63号は、平成26年度太良町一般会計補正予算（第3号）についてでございます。

今回の補正予算では、歳入歳出それぞれ1,813万7,000円を追加し、補正後の予算総額を50億1,883万1,000円とするものでございます。

それでは、支出の主なものから御説明をいたします。

補正予算書の16ページをごらんください。

一般管理費の需用費51万7,000円は、太良町合併60周年記念事業に係る経費であります。多良町と大浦村の合併から来年の2月で60周年を迎えますので、記念事業として横断幕や記念冊子の作成及び記念式典用のパンフレット作成等の経費を計上いたしております。

通学路防犯灯整備事業70万円は、太良高校から多良駅までの通学路及び庁舎周辺の防犯灯

をLEDに交換するための経費を計上いたしております。

なお、財源は、がんばる地域交付金を充当する予定でございます。

企画財政管理費のケーブルテレビ施設整備事業180万円は、県道多良岳公園線道路整備事業により国道207号の油津橋のかけかえが計画されており、これに伴うイントラネット施設の移設工事等による増額補正でございます。

18ページをごらんください。

農業振興費のさかの米・麦・大豆競争力強化対策事業費補助金1,248万円は、佐賀県農業協同組合のライスセンターの更新費用に対する補助金でございます。この件につきましては強い農業づくり交付金事業で計画しておりましたが、事業内容の変更等により、さかの米・麦・大豆競争力強化対策事業で採択になりましたので、予算科目の変更及び額の変更を行うものでございます。

農地費の農地基盤整備事業費補助金2,500万円は、当初予算では整備面積約125アールを見込んでおりましたが、予定を上回る要望があったため増額補正となったものでございます。

なお、補正後の補助金額は、実施見込み面積約800アールで積算をいたしております。

次のページをごらんください。

消防施設費の消防施設整備費補助金285万2,000円は、喰場地区の防火水槽新設工事及び端古賀地区の防火水槽改修工事等に対する補助金を計上いたしております。

次のページをごらんください。

事務局費の幼稚園就園奨励費補助金196万円は、補助基準の改正による対象者の拡大や補助金の増額並びに園児数が15人から31人にふえたことによる増額補正でございます。

同じく幼稚園運営費補助金につきましても園児数の増による補正であります。

次に、歳入について御説明いたします。

10ページをごらんください。

地方特例交付金及び地方交付税の補正は、額の決定によるものでございます。

11ページの国庫支出金や12ページの県支出金の補正は、歳出事業費の特定財源として計上しております。

13ページをごらんください。

不動産売払収入の土地売払収入625万3,000円は、野崎分譲地2区画の売り払いによるもので、これで全23区画の売り払いが完了いたしております。

次のページをごらんください。

財政調整基金繰入金及び減債基金繰入金につきましては、今回の補正に係る財源調整によるものでございます。

一般会計につきましては以上でございます。

次に、議案第64号は、平成26年度太良町山林特別会計補正予算（第2号）についてござ

います。

歳入について御説明いたします。

6ページをごらんください。

繰越金665万5,000円の増額補正は、前年度繰越金の確定に伴うものでございます。

歳出につきましては7ページをごらんください。

積立金317万8,000円及び予備費347万7,000円の増額補正は、前年度繰越金の確定に伴うものでございます。

次に、議案第65号は、平成26年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

今回の補正は、前年度剰余金を繰り越しし、同額を一般会計へ繰り出して精算するものでございます。

歳入につきましては6ページをごらんください。

繰越金410万2,000円、歳出については次のページをごらんください。

一般会計繰出金410万2,000円とし、前年度の剰余金を精算するものでございます。

次に、議案第66号は、平成26年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入について御説明いたします。

6ページをごらんください。

繰越金7,502万1,000円は、前年度の決算剰余金を繰り越すものでございます。

歳出については次のページをごらんください。

後期高齢者支援金6万2,000円と介護納付金1万円は額の確定によるものでございます。

一般会計繰出金3,604万9,000円は、前年度事務費繰入金、助産費等繰入金の確定に伴う精算返納金及び保険給付費等の支援金の一部を返納するもので、これらの財源は繰越金で対応いたしております。

8ページをごらんください。

繰越金残額の3,890万円につきましては、今後の給付費等の増加に対応するため予備費に計上いたしております。

次に、議案67号は、平成26年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

歳入について御説明いたします。

6ページをごらんください。

繰越金699万6,000円の増額補正は、前年度繰越金の確定に伴うものでございます。

歳出については7ページをごらんください。

一般管理費699万6,000円の増額補正は、前年度繰越金を一般会計へ繰り出すための予算措

置でございます。

次に、議案第68号は、平成26年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

6ページをごらんください。

繰越金109万9,000円の増額補正は、前年度繰越金の確定に伴うものでございます。

なお、増額分につきましては7ページの予備費で調整をいたしております。

次に、議案第69号は、平成26年度太良町水道事業会計補正予算（第2号）についてでございます。

4ページをごらんください。

雑収益93万8,000円の増額補正は、国道207号、油津橋かけかえに伴う水道管移設補償費でございます。

5ページをごらんください。

道路改良費101万5,000円の増額補正は、国道207号、油津橋かけかえに伴う配水管仮設工事費であります。

なお、差額につきましては当年度及び過年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

次に、諮問第3号は、人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めるものでございます。

本案は、現人権擁護委員の中島康子氏が平成26年12月31日をもって任期満了となりますので、再度中島康子氏を人権擁護委員に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

記。住所、太良町大字糸岐3421番地。氏名、中島康子。生年月日、昭和36年6月1日。

以上でございます。

審議方、よろしく申し上げます。

○議長（末次利男君）

町長の提案理由の説明は終わりました。

これをもって本日の議事日程を終了いたしましたので、これにて散会いたします。

なお、10時20分から全員協議会を開催いたしますので、大会議室に御集合ください。

午前10時8分 散会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 末 次 利 男

署名議員 川 下 武 則

署名議員 坂 口 久 信

署名議員 下 平 力 人